

## 1 部活動の教育的意義と位置付け

### ● 教育的意義と位置付けの明確化

部活動は、学校が教育活動の一環として計画・実施するものであり、思いやりの心や自主性・社会性を育み、豊かな人間関係や生涯学習の基礎づくり、生徒の個性・能力の伸長や体力の向上、健康増進等にとって極めて重要な教育的価値がある。

部活動をめぐっては、これまでその位置付けが曖昧であることが指摘されてきた。平成16年設置の「部活動基本問題検討委員会」において、その原因は、部活動の歴史的経緯、活動の任意性、教員のボランティア意識、クラブ活動との混同、関係諸規定の未整備等にあると分析した。

このため、東京都教育委員会は、「東京都立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正し、平成19年4月から、学校における部活動の位置付けを規則上明確にした。

#### 東京都立学校の管理運営に関する規則

##### (部活動)

- 第12条の12 学校は、教育活動の一環として部活動を設置及び運営するものとする。
- 2 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）に部活動の指導業務を校務として分掌させることができる。
  - 3 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）以外の者に部活動の指導業務を委嘱することができる。
  - 4 学校は、部活動が当該学校の施設で活動できない場合に、当該学校以外の施設を活動の拠点とすることができる。

### ● 部活動指導の職務関連性

東京都教育委員会においては、既に、部活動指導を本務として校務分掌に位置付けていること、人事考課の業績評価の評価項目に位置付けていること、週休日等の部活動指導は振替休日や特殊勤務手当で対応していることなど職務との関連性を明確にしている。

一方、部活動を学校管理運営規則に位置付けていない区市町村教育委員会があることや、「部活動の指導は、教員の本務ではない。」「部活動指導はボランティアで行っている。」と誤解している人がいる状況を改善していくことが課題である。

### ● 中央教育審議会

平成20年1月17日、中央教育審議会は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」において、学校教育活動を「教育課程内の学校教育活動」と「教育課程外の学校教育活動」に大別し、部活動は「教育課程外の学校教育活動」の一つであると整理している。

### ● 学習指導要領

文部科学省は、中学校・高等学校学習指導要領において、「教育課程外の学校教育活動」である部活動について、以下のように言及している。

「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」

総則「教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項」から

## 2 スポーツの本来の意義

### ● 「スポーツ」の語源

「sport」は、ラテン語の「deportare」に由来し、「気晴らしをする」、「楽しむ」、「遊ぶ」などを意味していた。この言葉が、古フランス語の「desport」を経て、競技などを意味する「sport」として19世紀から20世紀にかけて国際的に使用されるようになった。

スポーツは、しばしば、健康や体力の維持増進といったその効用面から捉えられがちであるが、その語源にもあるように、気晴らしや気分転換がそもそもの意味であり、スポーツすること自体が喜びや楽しさをもたらす活動である。

### ● 世界共通の文化としてのスポーツ

スポーツは、それぞれの国や地域に固有のスポーツがある一方で、子供から大人まで、障害のある人もない人も、言葉や生活習慣の違いを越えて、誰もがともに楽しみ、競うことができる、世界共通の人類の文化と言える。

現在、スポーツは、生きがいのある豊かな人生を送るために必要な健やかな心身、豊かな交流や自己開発の機会を提供する重要な文化的価値を有している。

### ● スポーツの効果

スポーツを適切に行うことは、身体の機能や体力・技能を維持・向上させるという効果があがる。スポーツにより、ルールやマナーに関する合意を形成することや適切な人間関係を築くことなどの社会性の発達に効果が期待される。

### ● 生徒の意欲を高める部活動の推進

スポーツは、福祉、教育、観光、産業、都市づくり等他の分野の施策と連動することで、相乗効果により、心身の健康を含めた生活の質の向上、地域コミュニティや経済を含めた都市の活性化などに対して大きな力を発揮する。

このため、東京都は、スポーツの持つ力に、より多くの人が気付き、それぞれの年齢や健康状態、技術、興味、目的に応じて、スポーツを楽しみ、都民の誰もがスポーツの持つ力による効果享受し、活気あふれる社会「スポーツ都市東京」の実現を目指している。

部活動は、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わうとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

スポーツ都市東京を実現していくためには、学校教育において、体育授業ではスポーツの良さや効果を体感させ、部活動の振興によりスポーツの愛好者をより多く育成していくことが大切である。

### 3 求められるスポーツ指導者像 —Good Coach を求めて—

#### ● スポーツ指導者の役割

スポーツ文化を豊かに享受する能力とは、プレイヤーが自らスポーツすることに意義と価値を持ち、スポーツの競技規則、スポーツマンシップとフェアプレイに代表されるマナー、エチケットなどのスポーツ規範に基づき主体的・継続的にスポーツの楽しさや喜びを味わうことである。

これらの能力を育成するため、スポーツ指導者は、自らがスポーツ文化を理解し、プレイヤーとお互いに尊敬し合い、プレイヤーの立場に立ち、サポートしていかなければならない。

#### ● 求められるスポーツ指導者像

スポーツ指導者には、スポーツに関わる人々の様々な欲求に対し適切にサポートしていくことが求められる。学校の部活動顧問教諭が、そのスポーツの専門的な知識・技能や高いコーチング能力を有するとは限らない。しかし、教育活動の一環として設置した部活動の顧問になった以上、児童・生徒のニーズが何かということをも十分に理解した上で、その役割を果たすことが大切である。

##### 〈顧問に期待される役割〉

スポーツとの出会いをコーディネート  
生徒同士の仲間づくり  
スポーツを継続できるようサポート  
マナーやエチケットなどの道徳的規範の育成  
意欲、自立心や協調性・社会性の育成  
信頼関係の醸成

##### 〈身に付けておきたい資質・能力〉

スポーツの楽しさを体現するモデル  
対象による適切な目標水準の設定  
専門的な知識・技能  
的確な練習内容・方法  
高いコーチング能力  
人間的魅力

#### ● 優れた指導者（Good Coach）像—Good WinnerとGood Loserを育てる—

##### 「リーダー論」LEADERとは

ポール・ピコズ（米国：心理学者・行動科学者）

- Listen : 選手の声を聞くということ。  
Explain : 選手に説明するということ。  
Assist : 選手を支えるということ。  
Discuss : 選手と話し合うということ。  
Evaluate : 選手を正当に評価するということ。  
Respond : 指導者として責任をとるということ。

##### 「十の自戒」

- 一 部活動は教育活動であることを心に刻むべし
- 二 生徒は小さいながらも大きな人格をもっているものと心得るべし
- 三 優れた指導者には自ずと蹊が成るものと省みるべし
- 四 人は、愛情と率先垂範により手塩にかけて育てるべし
- 五 大声と怒鳴り声は違うもの、人を責める前に自らを責めるべし
- 六 立派な指導者に学び、生徒を伸ばす優れた指導法を追究すべし
- 七 人は信頼する人からしか学ばないものと理解すべし
- 八 自分の過去の実績や経験に頼らず未来を見るべし
- 九 師弟の親密な関係性に落とし穴あり、一線を画すべし
- 十 罰を与えることは指導者として敗者であると自覚すべし

（体罰根絶に向けた教員研修用パンフレットから）

#### 4 部活動指導者に求められるコンプライアンスと倫理規範

- コンプライアンス (compliance)  
広義には、民間企業、非営利組織、行政組織などが消費者、従業員・職員、取引先、株主などの利害関係者の要請に機動的に対応することを意味する。  
我が国では一般的に、法律や規則に従う「法令遵守」の意味で使われている。

- 部活動顧問教諭や外部指導員のコンプライアンスの欠如  
平成24年度の体罰の実態把握調査により、顧問教諭や外部指導員による体罰が数多く判明した。一部には、「部活動の指導は、教員の本務ではない。」「部活動指導はボランティアで行っている。」と誤解している者がおり、部活動指導を私的領域と勘違いしている見受けられる事案もあった。部活動は、「教育課程外の学校教育活動」であっても、その指導は教員の本務である。  
こうしたことから、校長は、学校教育法第11条で禁じられている体罰をさせない、教員は体罰を行わないというコンプライアンス (法令遵守) を徹底しなければならぬ。

- 公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン  
公益財団法人全国中学校体育連盟と公益財団法人全国高等学校体育連盟が加盟している公益財団法人日本体育協会は、平成23年4月、加盟団体における倫理に関するガイドラインを改定して加盟団体に示している。  
中学校・高等学校の部活動でスポーツの指導に携わる者は、十分にその内容を理解し、実践に役立てていくことが大切である。

～～～(倫理に関するガイドライン) (抜粋)～～～

- ◇身体的・精神的暴力 (バイオレンス) 行為等について  
スポーツを行う際は指導する際に問題解決の手段として、暴力行為 (直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等) を行うことは厳に禁ずる。
- ◇身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて  
安易に性的言動、表現を行うことは厳に慎むこと。親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。  
よって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- ◇アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について  
競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりでなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
- ◇経理処理について  
補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用しないこと。

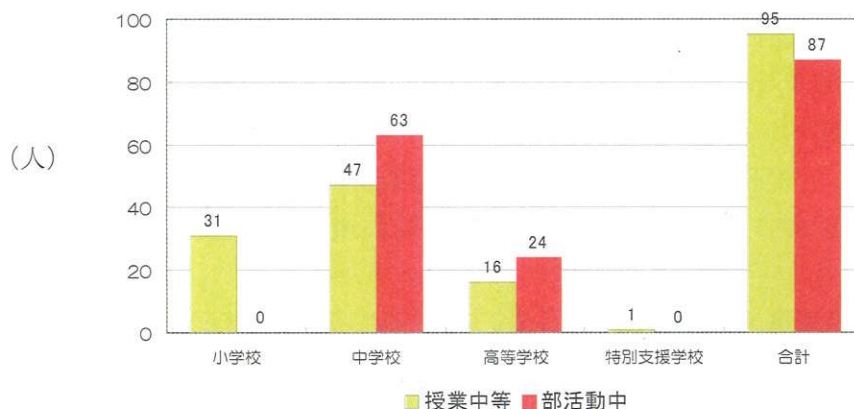
## 5 中学校・高等学校の部活動からの体罰の一掃

### ● 都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）から

平成24年度に行った体罰実態把握調査において、合計182人の体罰事案が明らかとなった。全体の52%が授業中等に、48%が部活動中に発生した。

しかし、校種別では、中学校、高等学校において、約60%が部活動中に発生しており、授業中を上回った。部活動指導において、生徒を体罰等の手法により育てるという考え方は誤っており、今後一掃されなければならない。

平成24年度体罰実態把握調査における、場面別の体罰の状況（東京都）



### ● 大阪市立桜宮高等学校バスケットボール部事件

大阪市立桜宮高等学校バスケットボール部主将である男子生徒が、顧問教諭の体罰を受けた後に、平成24年12月23日朝、自宅で自殺した。

この問題で、大阪市は弁護士による外部監察チームにより、事件の全容を明らかにした。それによると、顧問教諭は、生徒に対する暴力を指導の一環であると位置付け、それが指導方法として効果的であるとの考えのもと、主にバスケットボール部員に対し、恒常的に、平手打ち、足蹴り、物を投げつけるなどの暴力を、時には相当程度に強くかつ執拗な態様において行っていたことが判明した。

この顧問教諭には顕著な暴力傾向が認められ、生徒が自殺した前日まで暴力が振るわれていたことから、生徒の自殺と顧問教諭の暴力の間に関連性があるとした。

さらに、これまで体罰が根絶されていない背景を、以下のように分析した。

「愛の鞭という言葉で表されるところの社会において存在すると思われる体罰に寛容な考え方を背景として、このように、大半の体罰等が、生徒及び保護者がこれに異を唱えないため、顕在化されることなく処理されてきたことこそが、これまで体罰が根絶されていない根本的理由の一つであると考え。」（外部監察チーム報告書から）

学校においては、こうした教訓を踏まえ、対策を十分に講じて、二度とこのような部活動での不幸な事件を起こしてはならない。

# 1 文部科学省の見解

## ● 学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

## ● 体罰禁止の考え方

体罰は、違法行為であるのみならず、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童・生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがある。もとより教員等は指導に当たり、児童・生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童・生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切な手段で懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

## ● 懲戒と体罰の区分について

教員等が児童・生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童・生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

## ● 体罰かどうかの判断

その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童・生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

平成25年3月13日付25文科初第1269号

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」から 文部科学省

体罰(通)断	体罰と断(為)行	被害者(肉体的)的痛苦を	断(為)行
<p>○ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。</p> <p>○ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。</p> <p>○ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。</p> <p>○ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席にかせる。</p> <p>○ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。</p> <p>○ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っているボールペンを投げつけ、生徒に当てる。</p> <p>○ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。</p>	<p>○ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。</p> <p>○ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。</p> <p>○ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。</p>	<p>○ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるもの</p> <p>○ 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後等に教室に残留させる。</li> <li>・ 授業中、教室内に起立させる。</li> <li>・ 学習課題や清掃活動を課す。</li> <li>・ 学校当番を多く割り当てる。</li> <li>・ 立ち歩きの多い児童・生徒を叱って席につかせ。</li> <li>・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。</li> </ul>	<p>○ 児童・生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。</li> <li>○ 他の児童・生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使</li> <li>・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。</li> <li>・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所へ指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。</li> <li>・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。</li> <li>・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。</li> </ul>
<p>通断</p>	<p>通断</p>	<p>被害者(肉体的)的痛苦を</p>	<p>断(為)行</p>

## 2 過去の判例から

これまでも、教員の懲戒行為が体罰であるかないかが裁判で争われてきた。

戦後の体罰関係裁判のリーディングケースとなった代表的な判決から、体罰に対する司法の判断や考え方を確認する。

### ● 奈良県下北山村立中学校暴行傷害被告事件（昭和30年5月16日判決）大阪高等裁判所

#### 【事件の概要】

昭和26年3月20日、中学校教諭Tは、中学校玄関付近で、小学校6年生のHほか数名が受け持ちの担任名を偽ったことに憤慨し、「中学校に入って来たらこんな味や」と言いながら、Hの頭部を右手拳で一回殴打した。また、昭和28年5月23日、同校S助教諭が、講堂において中学3年生となったHほか数名が喧騒であったのを再三制止したが、これに従わなかったことに腹を立て、Hの頭部を右平手で一回殴打した。この2つの事件を合わせ、Hが告訴した。

#### 【判決（抜粋）】

体罰と認定

．．．．． 右殴打はこれによつて傷害の結果を生ぜしめるような意思を以てなされたものではなく、またそのような強度のものではなかつたことは推察できるけれども、しかしそれがために右殴打行為が刑法第208条にいわゆる暴行に該当しないとする理由にはならない。．．．．． 殴打のような暴行行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としてでも、その理由によつて犯罪の成立上違法性を阻却せしめるというような法意であるとは、とうてい解されないのである。

．．．．． そして、殴打の動機が子女に対する愛情に基ずくとか、またそれが全国的に現に広く行われている一例にすぎないかということは、とうてい右の解釈を左右するに足る実質的理由とはならない。さらに、所論は親の子に対する懲戒権に関する大審院判例及びいわゆる一厘事件に対する同院判例を援用するけれども、前者の援用は主として親という血縁に基ずいて教育のほか監護の権利と義務がある親権の場合と教育の場につながるにすぎない本件の場合とは本質的に差異のあること看過してこれを混同するものであり、後者の援用は具体的事案を抽象的に類型化せんとするに帰着し、ともに適切ではない。論旨はいずれもその理由がない。

### ● 水戸五中暴行被告事件（昭和56年4月1日判決）東京高等裁判所

#### 【事件の概要】

昭和51年5月12日、水戸五中では、体育館で全校生徒対象の体力テストを行うこととしていた。女性K教諭が「体前屈係の人は集まりなさい」と声をかけたところ、2年生Sが「何だKと一緒に」とずっこけ動作をした。KはSに呼び捨てにされたことに憤慨し、「言っていることと悪いことがある」などと叱責しながら、Sの頭部を平手で押すように叩き、拳骨で数回軽く叩いた。

Sは、8日後に、脳内出血で死亡した。（殴打と死亡の因果関係は認められないと判示された。）

#### 【判決（抜粋）】

体罰と認定せず

右懲戒は、生徒の人的成長を助けるために教育上の必要からなされる教育的処分と目すべきもので、教師の生徒に対する生活指導の手段の一つとして認められた教育的権能と解すべきものである。



・・・・・・ 教育作用をしてその本来の機能と効果を教育の場で十分に発揮させるためには、懲戒の方法・形態としては単なる口頭の説教のみにとどまることなく、そのような方法・形態の懲戒によるだけでは微温的に過ぎて感銘力に欠け、生徒に訴える力に乏しいと認められる時は、教師は必要に応じ生徒に対し一定の限度内で有形力を行使することも許されてよい場合があることを認めるのでなければ、教育内容はいたずらに硬直化し、血の通わない形式的なものに堕して、実効的な生きた教育活動が阻害され、ないしは不可能になる虞れがあることも、これまた否定することができないのであるから、いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではないといわなければならない。

・・・・・・ 被告人の本件行為は、前期認定のとおり、刑法上法令による正当行為と認められ、・・・・・・ 被告人に対し無罪の言渡しをすることとする。

● 熊本県天草市立小学校における体罰に係る国家賠償請求事件（平成21年4月28日判決）  
最高裁判所第三小法廷

【事件の概要】

被上告人は、平成14年11月当時、本件小学校の2年生の男子であり、身長は約130cmであった。Aは、その当時、本件小学校の教員として3年3組の担任を務めており、身長は約167cmであった。Aは、被上告人とは面識がなかった。

Aは、同月26日の1時限目終了後の休み時間に、本件小学校の校舎1階の廊下で、コンピューターをしたいとだだをこねる3年生の男子をしゃがんでなだめていた。同所を通り掛かった被上告人は、Aの背中に覆いかぶさるようにして肩をもんだ。Aが離れるように言っても、被上告人は肩をもむのをやめなかったので、Aは、上半身をひねり、右手で被上告人を振りほどいた。そこに6年生の女子数人が通り掛かったところ、被上告人は、同級生の男子1名と共に、じゃれつくように同人らを蹴り始めた。Aは、これを制止し、このようなことをしてはいけないと注意した。その後、Aが職員室へ向かおうとしたところ、被上告人は、後ろからAのでん部付近を2回蹴って逃げ出した。Aは、これに立腹して被上告人を追い掛けて捕まえ、被上告人の胸元の洋服を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った。

【判決（抜粋）】

体罰と認定せず

Aの本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るという被上告人の一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないように被上告人を指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として被上告人に肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。

Aは、自分自身も被上告人による悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。したがって、Aのした本件行為に違法性は認められない。

（原文のまま）

### 3 体罰の概念規定

#### ● 体罰の概念規定の必要性

教員等が行った懲戒行為が、体罰に相当するかどうかについては、裁判例や行政処分の手続のとおり、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様や強度、肉体的苦痛の度合いなどの諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断しなければならぬとされている。

これまで文部科学省は、過去の事例等から、体罰、認められる懲戒や正当行為の具体例を示している。(8ページ参照)

当然のことながら、児童・生徒を殴ったり蹴ったりするような暴力行為は認められる

ものではない。しかし、司法の判断ですら、ソックする程度の拳骨や注意喚起するため

に肩をたたくなどの行為が体罰なのかどうかあらかじめ判断していない状況である。

これまで、体罰禁止がうたわれながら、どのような行為が体罰であるのかということが

明確ではなく、そもそも体罰とは何かということが曖昧なまま、教員はもとより、児童・

生徒、保護者、関係者の中で体罰論議がなされてきている。

現在、人によって体罰のイメージが異なることや、保護者の間でも「子供が悪いこと

をしたのだからこの程度の拳骨は体罰ではない」との発想が根深くある。本委員会では、

体罰問題をより複雑にしているのは、体罰の概念が曖昧であるところに原因があると分

析した。

日々の教育活動は、教員と児童・生徒の直接的な触れ合いや接触行為があつてこそ生

ききとなるものであり、無用な制限は教育活動の目的を阻害する。今後、教育活動が

硬直化し、体罰問題により教員が萎縮したり児童・生徒が誤解したりしないよう、体罰

とは何かということについて考え方を整理しておく必要がある。

そこで、教員、児童・生徒、保護者等が共通理解の下、体罰を行わず生き生きとした

教育活動を展開していくために、そもそも体罰とは何かということをより明確にするこ

ととした。

#### ● 体罰の定義

体罰問題が大きくクローズアップされる中、誰もが「体罰」という言葉を使用するが、

人によって、そのイメージするところや解釈が微妙に異なっている。

事物の概念は、要素に共通する性質と、それらの要素を列挙することによって規定さ

れる。体罰については、これまで具体的事例が数多く示されてきているが、現在のところ

確定した定義がなく曖昧であるとの指摘がなされている。

そこで本委員会では、学校教育法、刑法、判例や研究論文等を参考に、懲戒と体罰に

ついて次のとおり定義付けを行った。

## 体罰の定義

教員が、児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを**懲戒**という。

懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。

懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を**体罰**という。

体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、長時間正座や起立をさせるなどの有形力を行使しないものがある。いずれも法によって禁じられている。

この体罰は、その態様により、**傷害行為**、**危険な暴力行為**、**暴力行為**に分類される。

また、**暴言**や**行き過ぎた指導**は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。

体罰の定義では、肉体的苦痛がキーワードであり、必要条件である。

一方、精神的苦痛は、肉体的苦痛と同等か、それ以上に、児童・生徒の心身に大きな影響を与える場合もある。

このため、今後は、児童・生徒に精神的苦痛を与える『暴言』を体罰と同様に問題視していく必要がある。

また、部活動やスポーツ指導において、目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が対象となる児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導や能力の限界を超えた危険な指導等を、『行き過ぎた指導』とした。

次に、この定義を基に、体罰の関連行為を分類し、それぞれの特徴、内容、具体例、想定される事例等を示すことにより、曖昧であるとされてきた体罰概念をより明確にする。

- ① 算数の授業中、机間指導や全体指導の際に、児童に注意を与えながら出席簿や指示棒で頭部を軽くたたいた。
- ② 野球部の練習に遅れた生徒に対して、顧問教諭が指導している最中に、当該生徒が笑ったので、「ふざけるな」と言って胸部を押しした。
- ③ バレーボール部の練習中、顧問教諭が何度も同じことを繰り返して注意したのに反応することができない生徒に対し、腹部にボールを当てた。
- ④ 試合に負けたため、外部指導員が、部員18名を1列に並べ、空のペットボトルで、全員の頭を軽くたたいた。
- ⑤ 学芸会の演技指導中、教師からの呼び掛けに答えられない児童に対し、気にかせるために、自らの靴を児童の近くに投げた。
- ⑥ 学級担任が、授業中に「机を蹴る」「机をたたく」「児童を廊下に出し、同児童の胸倉の部分をつかむ」等の行為を繰り返した。

● 不適切な指導の例

部活を辞めろ 一生使わない どうせ勝てない

〈部活動を私物化している〉

チビ コミ女 ババア 病気が お前からクソだ

〈人格等を否定するようなもの〉

死ね 消えろ バカ アホ クズ うざい 使えねえ

〈口癖のようになっているもの〉

● 暴言の例

4 体罰の陰に隠れていた暴言や不適切な指導

## ● 暴言や不適切な指導はなぜ問題か

一般的に、身体に対し物理的な力を加えることをもって暴力というが、身体的な暴力と同様に、暴言や不適切な指導によるものも精神的な暴力であり、あってはならない。

精神的な暴力は、人の記憶に一生残り心の傷となることがあること、対象となる児童・生徒とともに周囲にいる者にも同様の精神的苦痛を与えること、教員のストレスのはけ口であることが多いこと、精神的に恐怖感を与え人格を否定することで児童・生徒の言動等をコントロールしようとしていること、他の指導方法を工夫しなくなり時にエスカレートすることなどの問題点がある。

本来、児童・生徒同士のいじめを防止し、迅速適切に対応することが期待されている教員が、自ら児童・生徒をいじめるような暴言等を行うことは許されるものではない。

また、暴言等の精神的暴力は、教育指導上、児童・生徒に恐怖感や不信感を抱かせることとなり、負の学習効果しか期待できないため、体罰等の身体的暴力と同様に指導方法として用いてはならない。

そして、不適切な指導は、他の適切な指導内容・方法をもって代替することができるものであり、指導法の研究・研修を怠らないよう、教員としての力量形成に努めなければならない。

5 体罰関連行為のガイドライン

行為の分類		名称	特徴	内容
体罰	傷害行為 (肉体的苦痛)	体罰	肉体的苦痛や負担を伴わない	懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【直接的】強くだたく、殴る、蹴る、投げる等 【間接的】長時間にわたる正座・起立等
	危険な暴力行為 (肉体的苦痛)			
	暴力行為 (肉体的苦痛)			
不適切な指導	不適切な指導	行き過ぎた指導 暴言等	肉体的苦痛や負担を伴わない	教員が、児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使
	暴言等			教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動
	行き過ぎた指導			運動部活動やアホーツ指導において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導
指導の範囲内	不適切な指導	適切な指導	肉体的苦痛や負担を伴わない	学習指導や生活指導時における法令で認められた範囲の懲戒行為 アホーツ指導において、動きのタイミングを図る、注意喚起する、激励する、覚醒させるための有形力の行使
	暴言等			注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた、児童・生徒の身体に肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使
	行き過ぎた指導			運動部活動やアホーツ指導において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導
正当防衛 正当行為	正当防衛	適切な指導	肉体的苦痛を伴う有形力の行使	防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 他に被害を及ぼす暴力行為に対して、制止・危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
	正当行為			自己又は児童・生徒の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為
	緊急避難			自己又は児童・生徒の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為

※ 本ガイドラインは、「体罰」関連行為の区分を示したものである。

ガイドライン	
具体例	想定される事例
有形力の行使により、物理的な力の程度や肉体的苦痛の有無にかかわらず、出血、骨折、歯牙破折、鼓膜損傷等の傷害を負わせた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 授業中ふざけていた生徒を数回注意したが従わず、更に増長したため、生徒を押し倒し骨折させた。</li> <li>● メールで友人の中傷を繰り返したため、事の重大性を分からせるため、頬を平手打ちし鼓膜損傷させた。</li> </ul>
一歩間違えば重大な傷害を負わせる可能性のある、急所・頭部・頸部に対する、あるいは棒や固定物等を使用して有形力を行使した場合や、柔道等の格闘技の技を用いた場合、又は椅子を投げ当てるなどした場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学級会で協力せず、他の児童の迷惑になる行動をしている児童に向かって、椅子を投げ当てた。</li> <li>● 柔道有段者の教員が、廊下で反抗的な態度の生徒を背負い投げし床にたたきつけた。</li> </ul>
頭・頬をたたき、突き飛ばす、足・臀部・脇腹を蹴る、髪を引っ張り引き倒す、長時間廊下に立たせる、長時間ランニングさせるなどした場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 試合中にミスをしてチームが負けてしまったことの戒めとして、生徒の頬を複数回たたいた。</li> <li>● 体育授業中、何度注意しても真面目にやろうとしない生徒が吐き物を吐いたため、後ろから足を蹴った。</li> </ul>
手をはたく（しっぺ）、おでこを弾く（デコピン）、尻を軽くたたき、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出すなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宿題を忘れた児童に対し、罰として鼻をつまみ、また忘れたら鼻をつまむと予告した。</li> <li>● チャイムが鳴っても教室に戻らず遊んでいた生徒の襟首をつかみ、教室まで連れていった。</li> </ul>
罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体・能力・性格・風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いするなどの言動を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 授業中、解答を間違えた児童に、「犬のほうがおრიこうさん」と馬鹿にした。</li> <li>● 事情を聴取している最中、答えない生徒に対し、棒で机をたたいたりして威嚇した。</li> </ul>
目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎日、休みなく練習を続けさせ、生徒は心身共に疲労し、勉強する時間もなくなった。</li> <li>● 普段練習時間が少ないことから、合宿で経験したことのない長時間の練習メニューを課した。</li> </ul>
腕をつかんで連れて行く、頭（顔・肩）を押さえる、体をつかんで軽く揺する、短時間正座させて説諭する、寝ている生徒の肩をたたき起こすなどの、社会通念上妥当とみなされる行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 友達に暴言を吐き泣かせてしまった児童を正座させ、両肩を抑えながら説諭した。</li> <li>● 授業中に騒いで立ち歩く生徒の腕をつかみ、教室の外に連れ出した。</li> </ul>
注意、警告、叱責、説諭、訓戒 頑張りに対し肩（背中）をたたき褒める、緩慢なプレーを大声で注意する、危険行為を大声で注意する、接触プレーを直接指導する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 授業中に物を投げた児童を注意し、残りの時間を教室後ろに立たせた。</li> <li>● 大縄跳びの練習中、上手く中に入れなかった生徒の背中をたたきタイミングよく飛び込ませた。</li> </ul>
殴りかかってきた生徒をかわすために押す、喧嘩している生徒の間に割って入り双方を抱え込む、棒を振り回す生徒をさす股で押さえ込むなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 化学の実験中に、多動傾向の生徒が塩酸のピンをもって暴れたため、体を抱え込んで押さえ付けた。</li> <li>● 身だしなみを注意したところ、反抗してつかみかかってきたので、その腕をねじあげた。</li> </ul>
校舎から飛び降りようとする生徒を引き倒したなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情緒不安定となり4階窓から飛び降りようとした生徒を、教室側に引き倒した。</li> <li>● 階段の手すりに腰掛けていた生徒を注意し、腕をつかんだところ、生徒が振り払おうとして転倒した。</li> </ul>

第204条(傷害) 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第205条(傷害致死) 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、3年以上の有期懲役に処する。

第208条(暴行) 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第222条(脅迫) 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第223条(強要) 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。

第230条(名誉棄損) 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

第231条(侮辱) 事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

第35条(正当行為) 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

第36条(正当防衛) 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第37条(緊急避難) 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することができる。